

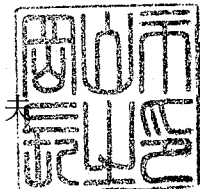
岡山市告示第 26 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山市環境局環境部環境事業課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 19 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号に規定する埋立地の区域
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地
岡山市北区御津紙工 3780、3782、3764-3、3764-4
- 2 備考
 - (1) 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の縦覧をもってこれに代える。
 - (2) 1 の区域については、令和 7 年 12 月 19 日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。